

平成25年(ワ)第46号 福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原 告 武田 悅子 ほか821名

被 告 国・東京電力株式会社

準備書面(21)

(被告の責任及び悪質性に関する補充主張)

2015(平成27)年3月12日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	小	野	寺	利	孝	代
同	広	田	次	男	代	代
同	鈴	木	堯	博	代	代
同	清	水		洋	代	代
同	米	倉		勉	代	代
同	笛	山	尚	人	代	代
同	渡	辺	淑	彦	外	代

第1 本書面の目的

原告らは、準備書面（10）において、被告が高度の注意義務を負うこと、及び、津波地震についての知見の進展を明らかにし、被告らが、2002（平成14）年7月あるいは遅くとも2006（平成18）年までに、地震及びこれに伴う津波により原子炉施設が水没して全電源喪失に陥り、炉心が溶融し放射性物質が施設外へ大量放出されるという重大事故が発生する可能性を認識したことを明らかにしてきた。

また、準備書面（13）では、貞觀津波についての知見の進展を整理し、被告らが貞觀津波の調査・対策に一貫して消極的な態度をとり続けてきたのみならず、合同WGにおいて、被告東京電力が佐竹論文に基づく試算を隠蔽するなど対策をあえて先送りにしてきた事実を主張した。

2014（平成26）年11月、福島原発事故の国会事故調査委員会で協力調査員として津波分野の調査を担当した添田孝史氏が著した『原発と大津波 警告を葬った人々』岩波新書（甲B43、以下「本書」という。）が発刊された。本書は、後記のとおり、原告らのこれまでの主張の裏付け、さらには被告らの悪質性を電事連等の議事録等から明らかにしている。

本書面では、本書の指摘を踏まえて、原告らが準備書面（10）で行ってきた主張を裏付け、さらには被告らが賠償すべき慰謝料額の算定の基礎となる事実として、被告の悪質性について改めて明らかにする。

第2 本書が明らかにする被告の責任及び悪質性

1 本書の概略

本書は、序章、第1章～第5章、終章で構成されているが、被告らの責任と直接関係している部分は、序章から第4章までの部分である。

まず、第1章（利益相反——土木学会の退廃）において、1993（平成5）年に発生した北海道南西沖地震をきっかけに、安全側に立って7省庁「手引き」及び4省庁「報告書」（甲A25の1、本書では、両者を併せて「7省庁手引き」と統一しているが、本書においては従前の書面と同じ略称を用いる。）が策定されたが、被告東京電力も加わっている電事連が原発推進のために、費用のかさむ対策を避けるため、安全率を切り下げ

ようと画策し、その権威づけに土木学会を利用したことを探している。

次に、第2章（連携失敗——地震本部と中央防災会議）において、地震調査研究推進本部（地震本部）が、2002（平成14）年の長期評価で、福島県沿岸に大津波の可能性があると公表しながら、中央防災会議が、地震本部の予測を防災計画に反映しなかったため、それが活かされなかつた過程を示し、そこに被告ら電力会社の影響があった強い可能性を提示している。

さらに、第3章（不作為——東電動かず）で、主に貞観津波に関し、津波調査や対策の先延ばしの経過を追っている。被告東京電力は、津波のリスクが高いことを承知しているながら「時期尚早」として対策を先送りにし、更には、対策を怠っていることを地元等に対し隠してきたことを明らかにしている。

最後に、第4章（保安院——規制権限を行使せず）では、2000年から2002年頃、被告国が3つの課題に直面していたことを指摘し、規制当局がそのいずれに対しても責任を果たさなかったこと等を明らかにしている。

2 安全側に立った4省庁「報告書」は被告をはじめとする電事連によって無効化されたこと

（1）4省庁「報告書」の策定と被告ら電力会社の対応

原告らは、準備書面（10）において、4省庁「報告書」は当時の最新の知見を踏まえ、地震・津波の第一線の専門家の指導・助言のもと、可能な限り安全側に立った津波予測の基準を示したものであったことを明らかにした。

本書においても、4省庁「報告書」が作成されるにいたった経緯、その目的、内容について、原告らの主張を裏付けている（22頁～24頁）。

そのうえで、本書は、4省庁「報告書」に対し、被告東京電力を含む電事連が、4省庁「報告書」に着目しつつ、これに基づく対策に何ら着手せず、より低い津波試算の結論を導けるよう、土木学会津波評価部会での「津波評価技術」の作成を進めていった過程を総合部会の報告書、議事録など

から明らかにしている。

すなわち、まず本書では、4省庁「報告書」は、東北地方太平洋沖地震の14年前に今回の大津波を予測しており、被告らもその危険性に注目していた点を以下の資料から根拠づけている。

● 電事連の総合部会（1997年6月）の報告（24頁）

この報告書《7省庁手引き》では、原子力の安全審査における津波以上の想定しうる最大規模の地震津波も加えることになっており、さらに津波の数値解析は不確定な部分が多いと指摘しており、この考えを原子力に適用すると多くの原子力発電所で津波高さが敷地高さ更には屋外ポンプ高さを超えるとの報告があった。

● 電事連作業部会の報告書「7省庁による太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査について」（24頁～26頁）

- 現在、原子力の安全審査における津波は、①既往最大津波、②活断層により発生することが想定される地震津波、を検討対象にしているが、この指針《7省庁手引き》ではさらに③想定しうる最大規模の地震津波も加えている。
- 報告書では③の具体的例として、プレート境界において地震地体構造上考えられる最大規模の地震津波も加えている。¹
- この考えを原子力発電所に適用すると、一部原子力発電所において、津波高さが敷地高さを超えることになる。

原告らも準備書面（10）において主張したとおり、4省庁「報告書」

¹ 地震地体構造：地震の起こり方（規模、起こりやすさ、深さ、震源断層のずれの動き方）には領域ごとに一定の傾向があるという考え方だ。7省庁手引きでは、広く知られていた萩原尊禮・東大名誉教授の説によって全国を25の領域に分けていた。

その一つが福島第一原発の沖合を含む宮城県沖から房総半島沖までの領域である。ここで起こる最大の地震は、1677年に発生した延宝房総沖地震（M8・0）クラスであるとし、このような津波地震が、福島第一原発のもっと近くでも起きる可能性を示していた。この考え方につけて計算すると福島第一原発における津波高さは最大13・6メートルになる（被告東京電力による2008〔平成20〕年の試算）。

における津波想定の考え方は、上記に見られるように、数値解析の不確かさを大きく見ることを前提に、かつ、既往津波にとらわれず想定される地震津波を対象とした点にある。

ところが、被告東京電力は、原発の津波予測に、解析の誤差を考慮せずに計算結果をそのまま用いていた（1998〔平成10〕年7月の総合部会資料）。

しかし、当時、安全審査をする通産省原子力発電技術顧問のメンバーで、「手引き」の作成にもかかわった首藤伸夫・東北大教授と、阿部勝征・東大教授の二人が、「精度は倍半分」（2倍の誤差がありうる）と発言していることを被告東京電力ら電力会社は気にしていた。

本書では、この点について被告東京電力ら電力会社が都合の悪い点として認識していたことを以下の電事連報告書から明らかにしている。

● 電事連報告書（1997年6月）（26頁～27頁）

- この指針《7省庁手引き》では、津波数値解析は技術的に開発途上にあり、精度と再現性に関して不確定な部分が多く、津波数値解析の計算結果は相対的な評価の基礎となり得ても、絶対的な判断を下すにはまだ問題が残されていると指摘している。
- この報告書で行っている津波予測は、原子力の津波予測と異なり津波数値解析の誤差を大きく取っている（例えば、断層モデル等、初期条件の誤差を考慮すると津波高さが原子力《業界》での評価よりも約2倍程度高くなる。）。
- また、この調査委員会《7省庁手引きを取りまとめた委員会》の委員にはMITI顧問《通産省原子力発電技術顧問》でもある教授が参加されているが、これらの先生は、津波数値解析の制度は倍半分と発言している。
- この考え方を原子力発電所に適用すると、一部原子力発電所を除き、多くの原子力発電所において津波高さが敷地高ささらには屋外ポンプ高さを超えることになる。

- 1997年9月の電事連の総合部会で報告された「7省庁による太平洋沿岸部津波防災計画手法調査への対応状況について」(27頁～28頁)
 - 通産省等の情報から要約すると、顧問の津波に関する認識は以下のとおりであり、今後の原子力における津波安全性評価の考え方にも影響を及ぼすものと予想される。
 - 従来の知識だけでは考えられない地震が発生しており、自然現象に対して謙虚になるべきだというのが地震専門家の間の共通認識となっている。
 - 最近の自然防災では活断層調査も含めて「いつ起きるか」よりも「起きるとしたらどのような規模のものか」を知ることが大切であるとの基本的な考え方となってきており、津波の評価においても來てもおかしくない最大のものを想定すべきである。
 - 大規模な地震及び津波の経験は少なく、確率論に基づいた評価は難しい。
 - 現状の学問レベルでは自然現象の推定誤差は大きく、予測しえないことが起きることがあるので、特に原子力では最終的な安全判断に際しては理詰めで考えられる推移を超える津波が来る可能性もあることを考慮して、更に余裕を確保すべきである。しかし、どの程度の余裕高さを見込んでおけばよいかを合理的に示すことはできないので（工学的判断として）安全上重要な施設のうち、水に弱い施設については耐水性を高めるための検討をしておくことが重要である。
- 1998年の電事連総合部会の報告書（28頁～29頁）
 - MITSI《通産省》顧問は、原子力の津波評価には余裕がないため、評価にあたっては適切な余裕を考慮すべきであると再三指摘している（ただし、具体的な数値に関する発言はない。）

ちなみに、通産省も、上記首藤教授らの発言に基づき、再び津波想定見

直しを電力会社に要請したことが1997（平成9）年6月の電事連総合部会で報告されている（30頁）。具体的には、通産省は、数値解析に誤差があることを考慮して、シミュレーション結果の2倍の津波高さが原発に到達したとき、原発がどんな被害を受けるか、その対策として何が考えられるかを提示するよう被告ら電力会社に要請した（甲A1、国会事故調査報告書附属のCD-ROM参考資料44頁）。

準備書面（10）でも述べたとおり（31頁）、電事連は、この指示をうけて、「津波に関するプラント概略影響評価」を2000年2月に総合部会に報告している。19原発57基について津波の想定値を求める同時に、解析誤差を考慮して、想定値の1.2倍、1.5倍、2倍の津波高さで原発がどう影響を受けるか調べている。

その結果によれば、福島第一原発は数値解析による想定水位が約5メートルだった。この1.2倍の津波（5.9～6.2m）が到達すると、海水ポンプのモーターが止まり、冷却に支障が出ることもわかった（31頁～32頁）。1.2倍で影響が出るのは福島第一原発の他には島根原発だけだった。

本書においても、原告らが準備書面（10）で主張したのと同様、少なくとも、この時点で、被告らは、福島第一原発が全国でもっとも津波に対する余裕の小さい原発であることを知っていたことになると指摘している（35頁）。

原告らは、被告東京電力に対し、上記通産省の要請を受けて当時被告東京電力がとった対応及びその内容について資料の提出を含め釈明を求めたが、被告東京電力はこれを拒んでいる（被告東京電力準備書面（9）7頁）。

被告東京電力は、後述する「津波評価技術」の評価に固執するあまり、通産省の要請に応じて自ら検討した結果であるにもかかわらず、「本件原発における津波の予見可能性に関する客観的かつ合理的な科学的知見という観点から、原告らが求めている資料は原告らの主張を裏付けるものではなく、原告らの上記主張はその前提において誤っている。」などとし、資料の提示すら拒否している。これは、上記の要請及びそれに基づく試算が、被告にとっていかに深刻な結果をもたらしたかを物語る対応である。

(2) 土木学会の「津波評価」は被告の意向が正当であることを示し、権威づけるために作成・利用されていたこと

ア 前述のとおり、4省庁「報告書」のとおり解析誤差を重視すると、福島第一原発が津波に対する余裕が小さい原発であり、津波の対策をする場合には大掛かりな改造が必要になることを被告らは把握していた。本書では、この点についても以下の電事連の議事録から明らかにしている。

● 2000年2月の電事連の議事録（33頁）

土木学会津波評価部会における議論に先立ち、数値解析誤差を考慮したプラント影響評価を実施した結果について報告がなされた。誤差に応じて、対策が必要となる発電所が増える。水位上昇に対しては、誤差を大きくするに従い大がかりな改造が必要となる。

そのため、被告東京電力ら電力会社は、数値解析の誤差を考慮しないようにするために、通産省で津波の安全審査を担当し、土木学会津波評価部会のメンバーでもある上記首藤教授や阿部教授への根回しも始めていた。この点について、本書では以下の議事録で明らかにしている。

● 1997年6月 電事連総合部会

波源の設定誤差については少なくとも想定しうる最大規模の地震津波を想定する場合には、ばらつきを考慮しなくてよいとのロジックを組み立て、MITI顧問の理解を得るよう努力する。

イ 津波評価技術において「安全率1倍」となった経緯

原告ら準備書面（10）で説明したとおり、土木学会の津波評価部会は、1999（平成11）年に設置され、同年11月から2001年3月まで、全8回の津波評価部会で、「原子力発電所の津波評価技術」がまとめられた。

評価部会幹事団（10人中二人が被告東京電力社員、一人は同子会社員、三人は電力中央研究所員）が、数値解析の誤差を見込まない、安全率1倍となる基準を提案したのは、2000年11月3日の第6回会合において

である。ここで、4省庁「報告書」では、数値解析誤差について倍、半分を主張していた首藤教授が「補正係数（安全率）の値としては議論もあるかと思うが、現段階では、とりあえず1.0としておき、将来的に見直す余地を残しておきたい。」と発言したとされている。

しかし、本書において、首藤教授は、安全率が1.0になった経緯について及び安全率が1.0であることについて正しいとは考えていなかったことを述べている（41頁～50頁）。

まず、補正係数について倍・半分の主張を維持しなかった趣旨については、

「(安全率を)2倍にしたっていいけど、2倍にしてそれで結構ですと終る話じゃない。下手にそれだからもういいでしょ、水は乗り越えてこないはずでしょ、とつながるのが危険だと思った。」

「僕のはじめからの狙いは、わからんことが多いのだから、とにかく最終的には潜水艦方式でしのぐこと。もし原発を使いたかったらそれしかなかった。」

と述べ、必ずしも1.0にすることが正しいと考えていたのではなく、倍・半分とすると、途端にそれ以上の対策が取られなくなってしまうのではないかという危惧があつたために倍・半分を主張しなかったのだと説明している。

また、4省庁「報告書」では取り入れられていた地震地体構造の考え方が、土木学会手法では消えてしまった理由については、

「それは地震が専門の人たちのいうことを、ハイそうですかと聞いただけだから。僕らは地震のことはよくわからない。僕らは地震屋さんが決めた地震から生じる津波は引き受けましょうという分担（だった）。」

と述べ、そもそも地震学者の想定を前提にして、想定される津波を算定し

ただけであり、そこには地震地体構造の考え方を考慮する余地がなかったと説明している。

なお、福島第一原発に土木学会手法の想定を超える津波が来たことを聞いての感想として、

「まったく驚かなかった。当たり前でしょう。われわれは10秒分の地球しか知らないんだから」

と述べ、津波評価技術が充分なデータに基づいて想定されているものではなかったことを認めている。

このように、津波の専門家は、安全率1.0が正しいと判断していたわけではなかった。むしろ、2倍と決めてしまったら、それ以上は対策が取られない危険を感じ、倍・半分の主張はしなかったのである。被告東京電力ら電事連は、この状況を悪用して、自らの意見を権威づけ、本件事故に至るまで津波対策をとらずに来たのである。

ウ 確率でごまかされた津波に対する安全性

2004年12月、インドネシアのスマトラ沖でM9.1の巨大地震と大津波が発生し、インド洋を隔てて数千km離れたインド東岸のマドラス原発を襲い、原子炉の冷却に必要なポンプを水没させ、同原発は運転不能となり緊急停止した。当時、マドラス原発の津波想定は約2.5mと低く、福島第一の設計当初の値（3.1m）と同程度であった。

独立行政法人原子力安全基盤機構（JNES）は、2005年9月以降、同事故の内部検討を行い、追って、JNESの安全情報部、規格基準部、解析評価部が合同で勉強会を開き、海外の指針や他の浸水事例の調査、国内プラントを調べる方法を協議した。

こうした経過のもとに保安院と合同で設置されたのが、2006年の溢水勉強会であった。被告東京電力は、同年5月11日の第三回会合で、福島第一に土木学会手法で想定した水位を超える津波が襲来したらどうなるか、現地調査を踏まえて検討した結果を報告し、このなかで、敷地高10

mを超える津波が来た場合には、本件事故と同様の電源喪失の事態に陥ることが正確に予測されていた。

本書は、「保安院は、このころ津波への安全性に疑問を強めていた」とし、同年10月6日の電力会社との会合における保安院、耐震安全審査室長の発言を引用している（95～96頁）。すなわち、

「本件は、保安院長以下の指示でもって、保安院を代表して言っているのだから、各社重く受け止めて対応せよ、また、本件、上層部にも伝えよ」

「自然現象であり、設計想定を超えることもあり得ると考えるべき。津波に余裕がないプラントは具体的、物理的対応を取ってほしい」

「想定を上回る場合、非常用海水ポンプが機能喪失し、そのまま炉心損傷になるため安全余裕がない」

というものである。このように「津波評価技術」の策定後に、それに基づく津波対策の安全性に疑問が差し挟まれるなか、「対応を取らない言い訳の道具として電事連が着目したのが確率だった」（96頁）。

本書は、溢水勉強会後の電事連資料として、次の文章を引用する。

土木学会の手法について、引き続き、保守性を主張。津波P S Aについては、電力共研により検討を継続しつつ、できるだけ早めに、津波ハザードのレベルを把握し、リスクが小さいことを主張していきたい。

注目すべきは、「津波評価技術」の手法を「保守」的にとらえ、津波P S A（津波によるリスクを数値化する）手法をまとめて「リスクが小さいことを主張」するために用いていこうとしていることである。

土木学会の津波評価部会は、2003年以降、津波P S Aの研究に着手し、これを用いて被告は、2006年7月、福島第一原発に大きな津波が来る確率がどのぐらいかを計算した英文論文を発表した。マイアミ論文と

してこれまで原告が主張してきたものである（甲A41の1）。この論文では、福島第一原発に土木学会手法を超える津波が到達する頻度は数千年に1回程度と示された。

同年9月には、原子力安全委員会の鈴木篤之委員長に、被告東京電力の担当者がこのデータを使って「土木学会手法の想定を超える頻度は低い」と説明した。

本書は、「この確率の算出方法には、大きな問題があった」とする（97頁）。それは、「津波の起こる仕組みを理解して数値予測したわけではない」ということによる。「電力業界の意図が強く反映されるアンケートを集計して、頻度に置き換えただけ」であり、いわば「電力業界の願望を数値化したにすぎない」ものである。

すなわち、この確率は、「地震本部が予測した津波地震が、福島沖でも起きると思うか」「その場合のマグニチュードはどのくらいになるか」などを、土木学会津波評価部会の委員・幹事31人と外部の地震学者5人にアンケートし、それをもとにはじき出されたものであった（本書は、原子力土木委員会津波評価部会「津波評価の高精度化研究——津波水位の確率論的評価法ならびに分散波と碎波を考慮した数値モデルの検討」『土木学会論文集B』2007年6月（甲B44）を引用する。）。

委員・幹事に地震学者は1人しかおらず、13人は電力会社の所属、5人は電力会社の関連団体の所属で地震の専門家ではない。

評価部会主査の首藤氏の意見により、地震学者の意見の重みを、それ以外の委員の4倍にして計算することに修正されたというが、「それでも電力業界の意向が確率に大きく反映されたことは変わりなかった」（98頁）。もともと「リスクが小さいことを主張」するために確率論を用いようとした電力会社の関係者の意見は、科学的に客観的なものとなることは想定できない。したがって、被告らが「土木学会手法の想定を超える頻度は低い」と主張する根拠となっている確率は、なんら科学的知見に基づくものではないのである。

（3）被告らによる圧力

更に本書では、被告東京電力を含む電事連が4省庁「報告書」を作成し

た関係省庁に対し圧力をかけ、被告国の対応にその影響がうかがわれる事実についても触れている。被告らの悪質性の立証の観点で、以下の事実は重要である。

すなわち、4省庁「報告書」が公表される前に、電事連は、報告書案を入手し、通産省を通じて事務局のあった建設省に原発の津波想定を上回る水位にならないよう申し入れをしていた（72頁～73頁）。

例えば、1997（平成9）年7月25日付けで、電事連津波対応WG（ワーキンググループ）から通産省に送られた文書は、「最大規模の津波の数値を公表した場合、社会的に大きな混乱が生ずると考えられるから、具体的な数値の公表は避けていただきたい」「現状の津波予測には限界があり、予測には誤差がある旨強調されている。精度に限界があることを必要以上に強調しないでいただきたい」「検討結果の公表に際しては、事前に公表内容の調整をさせていただきたい。」などと強い調子で要望している。

さらに、報告書案の中にある「常に安全側の発想から対象津波を設定することが望ましい」の文言について、「発生確率、対応するためのコストとは無関係に安全側の設定がなされる恐れがある」として、電事連は、削除を要求した。同じように十数か所にわたり書き方を変更するよう細かい一覧表を添付して通産省に要求していた。

公表された報告書は、電事連の思惑どおりに変更されていたわけではないものの、その公表が当初の予定より遅れた疑いがあることも指摘されている。

本来であれば、関係省庁から監督される立場である電事連が、コストという経済的理由から、安全性を軽視し、原発の津波想定を上回る水位にならないように改変を求めるなどの修正を求めるのは本末転倒であり、その中心的役割をになった被告東京電力、及びそれを甘んじて受けていた被告国の対応は、いずれも極めて悪質である。

3 阪神・淡路大震災の反省から策定された長期評価が被告らの意向を受けた中央防災会議により再び無力化されたこと

(1) 長期評価に対する評価

準備書面（10）で主張したとおり、1995（平成7）年に発生した阪神・淡路大震災から浮き彫りになった多くの課題を検討するために、地震本部が設立され、その調査・研究から「三陸沖北部から房総沖海溝より」と名付けた領域ではどこでもM8・2の津波地震が起きうる可能性があると結論付けた。

本書においても、この点について同様の説明をしたうえで、この長期評価の信頼性が高かった根拠として、本件事故前において、学者らから異論はほとんどなかつたことを指摘している。

すなわち、長期評価は、地震本部の地震調査委員会長期評価部会海溝型分科会での2001年10月から2002年6月までの7回の議論で取りまとめられたが、文部科学省が開示した議事要旨と論点メモを追ってみると、海溝型分科会の12人の地震学者からはこの長期評価に対し、異論は出されていなかつた（75頁～78頁）。

また、土木学会津波評価部会は、2004年に日本海溝で起きる地震に詳しい地震学者5人に、津波地震がどこで起こりうるか、どのくらいの規模になるか、既往最大を超えるかなどのアンケートをしている。その結果、「津波地震は（福島沖を含む）どこでも起きる。」とする方が有力だった（78頁）。

(2) 中央防災会議の「長期評価つぶし」

ところが、中央防災会議では、2004（平成16）年2月19日、第2回目の専門調査会において、事務局は、地震本部の長期評価で示された「海溝沿いの津波地震」を防災の検討対象としない、との方針を示した。

これに対しては、委員たちから反対意見が続いたことが議事録（甲A118）から明らかになっていることを本書で指摘されている（65頁～66頁）。

「将来発生がある可能性はあるけれども、現在はまだ知見が集まって

いないのでと言って今回切り捨てるのか」

「まれに起こる巨大災害というものをここでは一切切ってしまったということになるということを覚悟しなければいけないということですね。」

「多くの研究者は明治の三陸が繰り返すとは思っていませんし、昭和の三陸が繰り返すとは思っていないけれども、あの程度のことは隣の領域で起こるかもしれないぐらいは考えているわけですね。そうすると、それが予防対策から排除されてしまって、過去に起きたものだけで予防対策を講じるということになるのですね」

「今の地震学から見て、必ずしも断定的に言えないケースは結構あると思うのですけれども、少なくとも推本（地震本部）の調査委員会では、そういったところであらゆる可能性を一応検討して、ある種の結論を出しているのだと思うのですね。ですから、それと異なる案みたいなものをを作る場合は、明らかにこれこれこういう根拠で違いますよというのを示さないと非常に混乱を招いて、せっかく同じ国がやって、結果として一般の国民はなんだかわからなくなってしまう。」

しかし、これらの委員からの反対を押し切り、事務局は、宮城から茨城沖で津波地震が起きることを想定しないことにした。それどころか、これまで起きたことが記録に残っている1611年三陸沖、1677年延宝房総沖も、繰り返して起きていないためデータ不足という理由で、想定対象から外してしまった。結局、津波地震は、明治三陸が起きた岩手沖を中心とした領域でだけ想定することにし、宮城県以南では警戒しないことに決めてしまった。

その結果、東北地方太平洋沖地震では、南に行くほど中央防災会議による想定を大きく超えた津波に襲われ、そこで死者が多くなった。

この点について、本書は、島崎邦彦・東京大学教授の論文の一部である

「中央防災会議は、津波地震に関する地震本部の長期予測を受け入れず、主に明治三陸津波地震に備える体制を決定した。これが甚大な津

波災害と原子力事故をもたらした。」

を引用して、中央防災会議の判断がいかに不当であったかを指摘している。

さらに、本書では、東日本大震災を契機に、中央防災会議自身が2004（平成16）年の地震・津波想定を見直し、4省庁「報告書」の想定方法に戻ったことを指摘している（79頁～80頁）。

すなわち、東日本大震災の翌月、中央防災会議は「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」を立ち上げ、これまでの津波想定方法を見直した。2011（平成23）年9月にまとめた報告書には

「(地震・津波を想定するための) 調査検討にあたっては、地震活動の長期評価を行っている地震本部と引き続き十分に連携し実施する必要がある」

「今後、地震・津波の想定を行うに当たっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を検討していくべきである。」

「原子力発電所等が設置されている地域では、被災した際にその影響が極めて甚大であり、安全性に配慮する観点からも、想定地震・津波の検討に当たっては、地震の震源域や津波の波源域についてより詳細な調査分析が必要である。」

と明記された。18000人を超える死者と本件事故という大きな犠牲を払ったことで、ようやく1997（平成9）年の4省庁「報告書」の想定方法に戻らざるを得なくなつたのである。

(3) 「長期評価つぶし」は被告東京電力の意向であったことが強く疑われるこ
と

この中央防災会議が長期評価つぶしを行った原因が被告東京電力にあることについては、準備書面（10）でも指摘しているが（58頁～66頁）、本書においても、「長期評価つぶし」のために被告が関係機関に以下のよう

な圧力をかけたことをあげ、特に中央防災会議にも長期評価をつぶすため、被告東京電力の強い意向が働いていた強い疑いがあると指摘している（73頁～75頁）。

ア 例えば、被告東京電力が、地震本部が一般に公開する前に長期評価をチェックし、自分たちの主張する文言を入れさせていた点である。

すなわち、地震本部は、2002年に発表した日本海溝の長期評価の改定を2009年から進めていた。ほぼ完成した2011年3月3日に、地震本部はこの評価書を被告東京電力と日本原電、東北電力の3社に見せていている。

その場で被告東京電力は「貞觀津波が繰り返し発生しているかのようにも読めるので、表現を工夫していただきたい」と要望した。その結果、地震本部事務局の担当者は、長期評価部会の委員に諮ることなく、独断で「繰り返し発生しているかについては、これらを判断するに適切なデータが十分でないため、さらなる調査研究が必要である」という一文を加える修正案を作ってしまった。

イ また、本書は、被告東京電力が関係機関に圧力をかけていた根拠として、電事連が原子力安全委員会の専門家委員をコントロールしていた点をあげる。

すなわち、原子力安全委員会は、原発の耐震指針（発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針）の改定作業を2001年7月から2006年9月にかけて進めた。原子力安全委員会に設けられた耐震指針検討分科会で専門家の委員が議論したが電力会社の関心の一つは「活断層」の定義だった。国土地理院は数十万年前まで遡って検討しており、原発の旧指針「5万年」では不十分という意見が多かったからだ。しかし、より古い時代まで考慮することになれば、活断層とされる断層が増え、原発の揺れ想定を見直す必要が生じてしまう。

そこで、電事連は、専門家委員に働きかけ、5万年分で十分だと意見を主張させたことが、電事連の資料を引用して裏付けている。

特定委員をサポートし、（活断層の評価期間が）5万年分で十分であることを主張していただくが（電力《側の》意見は先生からのコメン

トとして分科会提示予定)、併せて、現実の活断層のうち、調査・評価のプラクティスを無視している「13万年」案の代案として、現実に運用可能で、合理的評価により既存発電所への影響も少ない代案を検討し、同様に特定委員から分科会で提示いただく予定。また、活断層専門家の合意は必須であるため他委員への説明を並行して実施。

そして、開かれた検討会では、活断層にかかる専門家として地質学の研究者が二人いたところ、このうち電事連の意向を受けた一人は、2005年6月の会合で「活断層についてのコメント」という資料を提出し、旧指針の「5万年基準」を変える必要がないことを力説した。

ウ 本書においては、直接の証拠資料は現時点では見つかっていないものの、上記2例のほか、前述した第2の2(3)(被告の圧力)も加えて、被告東京電力や電事連から中央防災会議に対し何らかの干渉があった可能性が否定できないとしている。

3 被告東京電力が貞觀津波の調査・対策を行ってこなかったこと

原告らは、準備書面(13)において、貞觀津波についての知見の蓄積について詳述し、本来、被告東京電力は、貞觀津波に関して十分に調査研究し、歴史津波が敷地周辺にいかなる影響をもたらしうるものであったかについて、早期かつ詳細に検証を行う必要があったこと、しかし、被告東京電力は、他人任せの消極的な姿勢を続け、調査研究を怠ってきたことを指摘した。また、被告東京電力は、佐竹論文による試算を「合同WG」で報告することなく隠ぺいし、対策を先送りにしてきたことについても指摘した。

本書においても、第三章で、貞觀津波に対する被告東京電力の態度がいかに消極的であったかを、同じく原子力発電所を運転する東北電力の対応と比較しながら明らかにしている。

(1) 被告の貞觀津波の調査についての消極的態度

まず、本書では、貞觀津波に備えて想定を見直す最初の機会は1990年代に既にあったと指摘する(85頁～87頁)。

すなわち、東北電力は、福島第一原発から北へ約115キロ離れた宮城県の三陸海岸に、女川原子力発電所を有している。東北電力は、既に1980年代後半、女川2号機の建設のため貞観津波の調査を始めていた。当時は「日本三代実録」など古文書に記述があるだけで、「津波高などについて具体的な成果はないのが現状であった」と東北電力は報告している（甲B45・「仙台平野における貞観11年〔869年〕三陸津波の痕跡高の推定」『地震 第2輯』1990年）。

東北電力は、津波の詳しいデータを得るために、東北大学の箕浦教授の協力を得て、仙台平野で津波堆積物を調べた。地層の痕跡から、海岸付近での津波高は「2.5～3メートルを数メートル上回るもの」と推定し、1611年の三陸沖地震が起こした津波（高さ6～8メートル）のほうが、仙台平野ではやや大きかったと判断した。それをもとに女川原発では、1611年の津波の方を重視し、それに耐えられる対策をとることにしたのである（「女川原子力発電所における津波の評価および対策」『電力土木』2012年11月）。それが1990（平成2）年のことだった。

その3年後、北海道南西沖地震を契機に、資源エネルギー庁は、各電力会社に津波想定の見直しを指示した。被告東京電力は、この時の報告書で初めて貞観津波に触れている（「東京電力株式会社第一・第二原子力発電所津波の検討について」1994年3月）。

ところが、この報告書には大きな欠陥があった。仙台平野では869年の貞観津波は1611年の津波より低いと推定されていたが、福島第一原発でもそうとは限らない。東北電力が津波堆積物を調べた仙台平野の地点と福島第一原発は90キロも離れているからだ。ところが被告東京電力は、根拠もなく、福島第一原発地点でも869年の津波は低いと決めつけた。

被告東京電力が報告書で引用している文献でも貞観地震の震源域は絞り込めておらず、震央は北緯37・5度（福島県相馬市沖）から北緯39・5度（岩手県宮古市沖）まで南北約200キロの範囲で示されているにすぎなかった。貞観津波の発生源が福島沖ならば、福島第一原発では貞観津波の方が1611年の津波とより大きくなる。ところが被告東京電力は、その検討をしなかった。

被告東京電力は、1611年の津波と1960（昭和35）年の津波をシミュレーションで比較した。1960（昭和35）年のチリ地震の方が高く、その高さは3.5メートルと計算し、設置許可申請時の3.1メートルから40センチだけ微修正し、設置許可申請（1966（昭和41）年）当時の津波想定をほぼ追認しただけに終わった。そして、「主要設備が津波による被害を受けることはない」とし、何ら対策を取らなかつた。

箕浦教授らは、1990（平成2）年以降も津波堆積物の調査を進め、福島第一原発の北約40キロ地点でも貞觀津波の堆積物を見つけた。このデータから貞觀津波は被告東京電力が94年当時想定していた三陸沖よりずっと南で起きていた可能性が2001年には報告されていた。

このように、箕浦教授らの津波堆積物調査で、貞觀津波の再来のおそれがわかつてきいていた。そして4省庁「報告書」（1997〔平成9〕年）と地震本部長期評価（2002〔平成14〕年）が警告した日本海溝沿いの津波地震による津波と、二種類の津波が、福島第一原発の新たな脅威として1990年代以降浮かび上がってきていた。

科学的に完全には予測しきれていないが、大きな津波が起きる可能性が見え始めた時、被告東京電力が取りうる選択肢はいくつかあった。

第一は、自ら費用を投じて、どんな津波なのか突き止めることである。東北電力が1990年に、当時最先端の手法だった津波堆積物調査で貞觀津波の大きさを調べたのは、この考え方に基づく。

第二は、津波の大きさが不確実なら大きめに想定して余裕をもって対処することである。例えば津波地震なら、日本海溝沿いで起きた過去最大の津波地震である明治三陸地震（1896年）を南にずらし、福島原発の沖合で発生すると想定すればよかつた。「大きめに、安全側に余裕をもって想定すること」は、特別なことではなく、揺れの想定では一般的なことである。例えば活断層は地中に広がる断層面のうち、どの部分が特に強い揺れを起こすか、断層が割れる方向はどちら向きかなどを事前に予測するのは難しい。このため原発に最悪の揺れをもたらす割れ方を想定することが阪神・淡路大震災以降はルールとして定着していた。

第三は、大津波が発生する証拠が確実になるまで何もしない、自分で証

拠を積極的に集めることもしない、という選択である。「まだよくわかってないから」というのは、これまでの公害事件でも対策の先延ばしに頻繁に使われた口実だが、被告東京電力もこれを選んだ。

被告東京電力が第三の道を選択したことが現れている事実として、本書は、被告東京電力従業員のメールを挙げている（90頁）。

すなわち、被告東京電力で津波予測を担当していた社員は、地震本部が津波地震の予測を発表した一週間後の2002年8月、地震本部海溝型分科会の委員に電子メールで意見照会した。以下がメールのやり取りである。

東電社員「《津波地震は起きないとしている土木学会と》異なる見解が示されたことから若干当惑しております」

委員「1611年、1677年の津波地震の波源がはっきりしないため、長期評価では海溝沿いのどこで起きるかわからないとした」

東電社員「今後の研究の進展を待ちたいと思います。」

前述のとおり、被告東京電力は、7省庁手引きの計算によれば福島第一原発に高さ8.6mの津波が予想されることを1997（平成9）年7月には認識していた。しかも、地震本部が発表した津波地震は、4省庁「報告書」に比べてエネルギーがさらに2倍大きなものであった。本書では、被告東京電力は、地震本部による津波を計算し15.7mという結果を知ったのは2008年になってからと説明しているが、上記電子メールでの「困惑」した様子からは、2002年時点で8.6mを上回る概算は得ていたはずだ、と推測している。

そして、本書では、原発に対する上記のような新たな脅威を被告東京電力が認識したにもかかわらず、そのことを公にできなかつた理由として、2002（平成14）年当時、福島県は日本最大の発電県で、被告の発電量の4分の1を生み出しており、その原発が停まれば経営への影響が大きかつた（原発の設備利用率が1%下がると利益が100億円減る。）ためであると推察している（92頁～94頁）。

(2) 貞觀津波等津波についての被告の情報隠匿

準備書面（13）でも述べたとおり、貞觀津波の研究は徐々に進展し、2001（平成13）年までには、原発から約40キロ北の福島県相馬市でも津波堆積物が見つかり、被告東京電力が1994（平成6）年に想定した震源域より200キロ以上南であることが見えてきつつあった。2005（平成17）年度以降、文部科学省が大学や産総研に委託した重点調査で、ようやく福島県内での本格的な調査が始まった。東北大学などは福島第一原発の北約4キロで2007（平成19）年度に実施した津波堆積物の調査で、貞觀津波を含めて過去に5回の大津波が起きていたことを突き止めていた。これらの成果をもと、佐竹論文等により、2008（平成20）年には、震源域が福島第一原発の沖であると推定されていた。

それでも、被告東京電力は、貞觀津波に対する対策を先延ばしにすることだけを考えていた。以下は、本書が引用する被告東京電力の社内文書の抜粋である。

● 被告社内文書（2008〔平成20〕年）（115頁～116頁）

推本（地震本部）で、三陸・房総の津波地震が宮城沖～茨城県沖のエリアのどこで起きるかわからない、としていることは事実であるが、原子力の設計プラクティスとして、設計・評価方法が確立しているわけではない。（中略）

以上について有識者の理解を得る（決して、今後なんら対応しないわけではなく、計画的に検討を進めるが、いくらなんでも現実問題での推本即採用は時期尚早ではないか、というニュアンス）。

以上は、経営層を交えた現時点での一定の当社結論となります。

この文書について、本書も、大津波にすぐに備えない説明が、「いくらなんでも時期尚早」という科学的根拠のない言葉であることに、被告東京電力の姿勢が現れていると指摘している。

さらに本書では、被告東京電力が、蓄積されていた貞觀津波及び津波地震についての情報を地元や市民団体などにも隠していたことについても触

れている（105頁～106頁）。

例えば、2010年7月、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会の席上で参加者からの「津波に対する安全性はどうか」という質問に対し、被告東京電力は、「2002（平成14）年の土木学会手法で安全性を検討し、発電所の安全性は確保される。最新のデータに基づいた再評価の結果は、（耐震バックチェックの）最終報告書で報告する予定」と説明した。しかし、被告東京電力は、最終報告書の提出がそれから6年も先になること、貞觀津波や日本海溝の津波地震を想定するよう専門家から迫られていたこと、その場合、備えが大幅に不足している状況については一切説明しなかった。

また、地元に対して被告東京電力が情報隠しをしてきたことは、原告らの準備書面（17）に詳述したが、浜通り地域の住民が組織していた「原発の安全性を求める福島県連絡会」と被告東京電力との交渉について本書も触れており、被告東京電力が海水ポンプを見せなかつたのは、もし見せれば、福島第一原発では重要なポンプ類が建屋で守られておらず、むき出しになっていることや、余裕がないために津波想定をわずか3センチ超えるだけでモーターが診ずに浸って動かなくなることが露見することを恐れであろうと推察している（108頁～109頁）。

4 規制当局がその責任を果たさなかつたこと

（1）規制当局の3つの不作為

本書は、原子力長期計画（2000年）が「原子力の安全確保に関しては、国の期性責任、事業者の保安責任が十分に果たされなくてはならない」としていること、原子力政策大綱（2005年）では「事業を許可した国には許可条件の適切さと事業者の振る舞いが許可の前提条件と整合していることについては継続的に国民に説明し、最新の知見に照らして是正すべきところがあれば、遅滞なくこれを行う責任がある。」と説明されていたことを挙げて、津波について、新たな規制に動かなければならぬタイミングが、遅くとも2000年から02年にかけてあったと指摘する（118～119頁）。

そして、当時、すでに本書面でも述べた経過を踏まえて、次の3つの課題があつたものの、規制当局がその責任を果たしていないとする。
すなわち、

① エネ庁は、電気事業連合会に対し1997年頃、想定を超える津波への対策を検討するよう要請していたが、安全対策に結びつけることなく放置していた。

エネ庁は、数値予測の誤差を見込んで、想定の2倍の津波で原発が受ける被害、その対策を示すよう要請。電事連は2000年初めに報告書をまとめ、福島第一原発は全国の原発中もっとも安全余裕が小さいことが明らかだった。

② 2002年2月策定の土木学会手法を基準として用いてもよいかどうか精査しなかった。しかし、同手法には大きな4つの問題があり、原発の安全を担保するものではなかった。

1) 津波の想定高さを決めるとき、安全率を設けなかった。地震の「揺れ」に対する強さでは、少なくとも3倍の安全率があったのに比べ、安全余裕がない。

2) 既往津波だけを想定し、4省庁手引きが想定した津波地震を想定から外す。

3) 電力業界に偏らないメンバー構成、情報の公開、パブリックコメントをとるなどの手続きが全くなし。

4) 土木学会が策定した規格によって原発の安全を保証できるのか、保安院自身が検証しなかった。

③ 2002年7月、地震本部「長期評価」が日本海溝で大きな津波の発生を予想していたが、保安院が対応せず。

添田氏は、保安院がこのころ津波に取り組もうとした理由について、保安院担当課長の本部和彦氏にインタビューを行っている。本書によれば、本部氏は次のように述べたとされる。

○津波について重要課題として認識していなかったかについて

「地震については見直すべきだと思っていたので、その過程できちんとやれば、津波の見直しも出てきた可能性は否定しません。」

○電事連の会議で地震動より津波を気にしていたことについて

「僕はその会議のことを教えてもらえんからわかりません」

○2000年の電事連報告書で津波の方がクリフエッジが近いことに

電事連が気付いていたことについて

「たしかに言われてみれば、例えば地震動は500ガルで設定しているときに600ガルの地震が起きてもなんてことはない。実際に余裕を持って安全強度を定めていますから。それに対し、津波は想定を超えると本当に浸水するから、物理的にダメージを与えてしまう。」

○2000年の電事連報告書を受け取ったことを覚えているかどうかについて

「それは記憶ないです。」

○2002年の長期評価で津波地震が警告されているが、文科省と保安院で発表前に事前の打ち合わせをするのではないかという点について

「知らないですね」

「(課長の下で)止まっていたんでしょうね」

○2002年の土木学会手法で津波想定を見直した際の報告書を受け取ったとき、どこで意思決定をしたかについて

「それは私には上がって来ていないのでわかりません」

本書が引用する上記のようなやりとりに照らせば、保安院では当時、津波に関する重要な知見が担当課長レベルにすら報告されず、対策の必要性を検討するに至っていないことになる。

一方で本書は、規制当局の中にも津波リスクの大きさに気付いていた者もあったとする。新潟工科大特任教授の高島賢二氏は、次のように述べている(127~128頁)。

「首藤伸夫・東北大名誉教授が「津波の予測精度は倍半分」《二倍の誤差がありうる》と早くから主張しておられた。だから津波予測をセンチ単位で議論するのはおかしい、と主張していた。…モデルを改良して断層のすべり分布を変えるだけで、津波の高さは倍ぐらい簡単に変わってくる。東電が福島第一原発で、予測に20センチしか余裕を設けなかったのは全くナンセンスだった」

「(保安院が動かなかつたことについて)統括安全審査官は7人いた。津波についてそんな認識をもっていたのは私だけ。それでは動かせなかつた」「福島ではないが、審査のときに、津波対策が必要かどうか機械系を審査しているほかの担当者と議論したことがある。彼らは「電力会社の言うとおりでいいんだ」という認識だった」

「(貞観津波について)岡村行信氏が産総研のセンター長に就任されたとき(2009年)、センターを訪ねて、貞観津波の研究が進んでいることを知っていた。貞観津波の堆積物を東電がないがしろにしていることを、岡村氏がなぜあそこまで怒っているかわかるか、と担当の部署にも伝えた」

一方、被告東京電力は、2002年1月に保安院に対して土木学会手法による津波想定について説明している。そこでは、「物を造るという観点で想定される津波のMAXである」、「土木学会手法を超える津波が発生するのは1万年から10万年に1回程度」と説明していたが、科学的根拠はなかった。

国会事故調がヒアリングした2002年当時の保安院担当者も土木学会手法には懐疑的で、「100年から1万年に1回は想定を超えるレベルか、それ以上の頻度ととらえていた」と証言した。「まだ課題が多く残されており、初歩的なものという認識」という証言もあった(129頁)。

このように、2000年から2002年にかけての保安院の動きは、津波に関する知見の進展に比して規制当局の動きが目立って見られないという、「重要な節目」である。

(2) 海外のアクシデント例を活かさず

ア 本書は、インドのマドラス原発が津波で緊急停止したトラブル（2004年）が発生したことを受け、被告国がとった対応に関して次のように述べている（130頁）。

すなわち、保安院とJNES（原子力安全基盤機構）、被告東京電力が2005年12月14日に開いた会合で、保安院は津波によるポンプ等の浸水への対策について不安感を示し、「保安院上層部は不安感があり、審査課《保安院の原子力発電安全審査課》に、説明を求めてくる可能性がある。そこで、設計波高を超えた場合に施設はどうなるか早急に検討したい、と考えている。」と被告東京電力に伝えた。

2006年1月30日、溢水勉強会の第1回で保安院担当者は、「想定が合意できれば早急にAM策を検討してほしい」と要望した。JNESの担当者は、「地震の揺れの影響によっては、外部からの支援を期待できない場合もあるから、AM策について柔軟に考えて欲しい」とも発言した（いずれも溢水勉強会第1回議事メモ）。

次の書面は、保安院が外部溢水を前提とした対策の必要性を認識していたことを示すものである。

● 保安院2006年6月29日「内部溢水及び外部溢水の今後の検討方針（案）」（131頁）

○土木学会手法による津波高さ評価がどの程度の保守性を有しているか確認する。

○土木学会手法による津波高さの1.5倍程度…を想定し、必要な対策を検討し、順次措置を講じていくこととする。

○対策は、地域特性を踏まえ、ハード、ソフトのいずれも可。

○最低限、どの設備を死守するのか。

○対策を講じる場合、耐震指針改訂に伴う地盤調査を各社が開始し始めているが、その対応事項の中に潜り込ませれば、本件単独の対外的な説明が不要となるのではないか。そうであれば、2年以内の対応となるのではないか。

イ また、被告国は、規制権限の不行使が国家賠償法上の不作為の違法を問われうることについても、十分に認識していた。

2006年9月13日、保安院の安全情報検討会では、津波問題の緊急度及び重要度について、「我が国の全プラントで対策状況を確認する。必要ならば対策を立てるように指示する。そうでないと「不作為」を問われる可能性がある」と報告されている（第54回安全情報検討会資料）。

ところが、当初、2006年度には全プラントの影響調査結果をまとめ、2009～10年度にAM対策実施の予定となっており、2009年2月18日、第105回安全情報検討会までは、各原発の津波影響評価を2008年度中に確認すると明記していたが、同年3月4日の第106回以降は期限が消えてしまった。

ウ 本書は、JNESが津波リスクの分析を進めた前提として、フランス・ルブレイエ原発での浸水事故についても触れている（132頁）。

1999年12月、強い低気圧と突風が高潮と重なり、河口部の水位が設計時の想定を大きく超え、浸水により地下の電気系統や原子炉冷却ポンプのモーター機能を喪失。外部電源も3時間途絶えたという事故である。

JNESの解析では、このような浸水時に炉心損傷を引き起こす確率は2.4%であり、「安全上重要である前兆事象」と見なす暫定基準より1万倍以上高い確率であった。フランスは事故後対策を行ったが、被告国が対策に活かすことはなかった。

（3）バックチェックの遅れ

ア 原告らが訴状でも指摘したとおり、2006年9月の耐震指針改訂により、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」と定められたことを受けて、保安院が各電力会社にバックチェックを指示し、津波への安全性が公開の場で再検討されることになった。

イ 本書は、これについて、様々な段階で、この再検討が先延ばしにされていたことを指摘する（134頁）。そこでの指摘からは、被告らそれぞれの

悪質性が見て取れる。

被告東京電力を含む電力業界は、まず耐震指針の改訂そのものに抵抗した。見直しの動きについては、1995年の阪神・淡路大震災当時からあったが、当時はまだ原発の新設が続いている、「産業界から、計画が一段落するまで変えるなど圧力がかかった」との下原子力安全委員長代理の住田健二氏の証言を引用している。それは新指針に適合しないと廃炉や補強、計画変更につながって、運転できなくなったり多額の費用がかかったりするからだとし、「そのため見直しを先延ばしする政治的な判断が働いた」とされる。

当初3年の予定が5年以上かかって2006年9月に新指針が決定されると、原子力安全委員会は、保安院に対し、新指針に照らした既存原発の安全性を確認する、いわゆるバックチェックを行い報告するよう求めた。保安院が各電力会社に指示し、2006年10月には、被告東京電力は、約3年後の2009年6月までに実施するとのバックチェック実施計画書を提出している。

ウ ところが、被告東京電力は、2007年7月の中越沖地震を奇貨として、津波のバックチェックを延期し、経緯は不明であるものの中間報告でも津波の報告は不要とされた。バックチェックの実質的な引き延ばしであった。

結局、被告東京電力の社内文書によれば、津波バックチェックを含む最終報告書の提出予定は2016年1月とされており、実に新指針の決定から9年以上もかかることになる。

エ ここでは、被告東京電力がバックチェック報告を先延ばしにしたことの問題はもちろん、保安院がそれを看過したことも重大な問題である。保安院は、2006年時点では「バックチェック期間3年は長い。」と考えておらず、原子力安全委員会事務局審査指針課も、「猶予期間が必要との認識はあるが、バックチェックについて3年と長期間となることに問題意識を持っている」と電事連の記録に残っている旨、本書が指摘している(137頁)。

ところが、結局保安院は、指針の見直しから5年後となる東北地方太平洋沖地震の時まで、津波のバックチェックについてなんらの報告書も受けすことなく放置したのである。

(4) 貞觀津波についての知見を得た保安院による情報隠し

保安院は、2009年6月には、バックチェック中間報告を審査する耐震バックチェックWGにおいて、岡村行信・産総研活断層・地震研究センター長から、被告東京電力が貞觀津波を想定していない問題を指摘されていた。同年9月には、被告東京強電力から、貞觀津波の水位が約8.9mになるとの報告も受けており、これはプラントが耐えられる水位の約1.5倍であり、非常用海水ポンプのモーターが水没し、炉心損傷に至る危険性があることも知っていた（143頁）。

次のメールは、原告らが被告国の規制権限不行使の違法を指摘する時期より後のものではあるものの、被告国（日本）の津波対策に関する認識を端的に示すものである。

- 保安院の森山善義審議官が、原子力発電安全審査課長らに送ったメール（2010年3月24日午後8時6分）（抜粋）
 - 耐震バックチェックWGでも、貞觀の地震に関する論文を考慮し検討すべきとの専門家の指摘を受け、地震動評価を実施している。
 - また、保安院の報告書には、今後、津波評価、地震動評価の観点から調査研究成果に応じた適切な対応を取るべきと書いており、と宿題になっている。
 - 貞觀の地震についての研究は、もっぱら仙台平野の津波堆積物を基に実施されているが、この波源をそのまま使うと、福島に対する影響は大きいと思われる。
 - 福島は、敷地があまり高くなく、もともと津波に対しては注意が必要な地点だが、貞觀の地震は敷地高を大きく超えるおそれがある。
 - 津波の問題に議論が発展すると、厳しい結果が予想されるので評価にかなりの時間を要する可能性は高く、また、結果的に対策が必要になる可能性も十二分にある。
 - 東電は、役員クラスも貞觀の地震による津波は認識している。「というわけで、バックチェックの評価をやれと言われても、何がおこるかわかりませんよ、という趣旨のことを伝えておきました。」

本書は、このメールについて、保安院が、正直に評価すれば「何がおこるかわからない」事態をおそれ、「対策が必要になる可能性も十二分にある」ことを承知していた津波について、福島県に全く伝えない方針を選んだものだとする。この後、保安院は、福島第一原発3号機のプルサーマル実施をめぐる安全性について福島県に対し説明するなかで、上記のような津波の問題に触れたことはなかった。

保安院は、問題を十分に認識していることがらについても、安全性に問題がないかのように情報を隠して憚らない姿勢を、本件原発事故の直前までとり続けてきたのである。

第3　まとめ

以上から、本書により、これまで原告らが主張してきた被告らの責任について、十分に裏付けられたことは明らかである。

また、被告東京電力は、原発の津波対策について、一貫して消極的であったのみならず、津波のリスクに関する情報をあえて隠し、自己の経済的利益にとって不利益な4省庁「報告書」や長期評価を、土木学会や中央防災会議に働きかけ、合理性が認められない理由をでっち上げて無力化した。その結果として本件事故を招いたことも、本書により再度裏付けられた。

さらに、被告国が認識しましたは認識し得た津波に関する知見や、それに関する重要な課題について、被告国がいかに対策を怠ってきたかという点も、改めて裏付けられた。

にもかかわらず、被告国は、例えば本件訴訟の主張においても、「(津波評価技術が) 津波の波源設定から敷地に到達する津波高さの算定までにわたる津波評価を体現した唯一のもの」などという強弁を重ねて憚らず(被告第2準備書面33頁)、福島第一原発において全交流電源喪失をもたらしうる程度の地震及び津波が発生することについての予見可能性を否定する。

被告らの責任は極めて重く、また極めて悪質であることが、改めて確認されなければならない。

以上